

令和 8 年台風第 2 5 号に係る災害救助法に基づく賃貸型応急住宅の供与について

千葉市では、令和 8 年 8 月千葉豪雨による被災者への住まいの確保支援に引き続き、令和 8 年台風第 2 5 号により住宅が被災された世帯に対し、災害救助法に基づく「賃貸型応急住宅の供与」を実施しますので、お知らせします。

1 趣旨

令和 8 年台風第 2 5 号により、住宅が全壊するなど甚大な被害を受けた方に、民間の賃貸住宅を借り上げて、最大 2 年を期限として供与する制度を実施します。

2 受付

(1) 受付開始日

令和 8 年 9 月 2 5 日（金）から

(2) 受付時間

9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0（当面の間、土日祝日も受け付けします。）

3 申込方法

利用を希望する方は、事前に住宅整備課へ来庁いただくか、電話または電子メールでお問い合わせください。制度概要をご説明のうえ、申請手続きをご案内します。

○都市局建築部住宅整備課（市役所低層棟 4 階）

・電話 0 4 3 - 2 4 5 - 5 8 5 2

・電子メール jutakuseibi.URC@city.chiba.lg.jp

※制度の詳細等については、市ホームページをご覧ください。

【URL】https://www.city.chiba.jp/toshi/kenchiku/jutakuseibi/r8gouusaigai_chintai_oukyukasetu.html



＜参考＞賃貸型応急住宅の概要

1 入居の対象者

災害発生の日の時点において千葉市に居住する者で、次の（１）および（２）を満たす方が対象です。

（１）令和８年台風第２５号により、次のいずれかを満たす方

- ア 住宅が「全壊」、「全焼」または「流失」し、居住する住宅がない方
- イ 風水害の場合に、住宅が「半壊」（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。）であつても、水害により流出した土砂や流木等（耐え難い悪臭等を含む。）により住宅としての利用ができず、自らの住家に居住できない方
- ウ 二次被害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期（１カ月以上）にわたり自らの住宅に居住できないと市長が認める方
- エ 災害救助法に基づく住宅の「応急修理制度」を利用する方のうち、「半壊以上」であつて、修理に要する期間が１カ月を超えると見込まれる方
- オ その他、やむを得ず入居すべきと市長が認める者

※集合住宅において、浸水により電気設備等が故障し、水道、電気等が各住戸に供給されない等により、長期（１カ月以上）にわたり自らの住宅に居住できない方のうち市長が認める方（罹災証明の提出が必要）

（２）自らの資力をもってしては住宅を確保することができない方

2 借り上げ住宅の要件

（１）１カ月当たりの家賃が次の額以内であるもの

【家賃の上限】	入居人数が１人（単身）の世帯	８万円
	入居人数が２人の世帯	１０万円
	入居人数が３～４人の世帯	１３万円
	入居人数が５人以上の世帯	１６．５万円

※未就学児が１人の場合は入居人数に含めず、２人以上の場合は１人あたり０．５人（小数点以下切り上げ）として換算

※家賃の上限額を超過するものは認められず、超過分を個人負担することもできません。

（２）貸主が賃貸型応急住宅として提供することに同意しているもの

（３）新耐震基準で建設（昭和５６年６月１日以降に着工）されたもの、または耐震診断、耐震改修等により住宅耐震性が確認されたもの

※市が提示する不動産業者リストを基に、希望する条件に合う賃貸住宅を探していただきます。その後、千葉市と貸主（大家）および入居者による三者契約を締結します。

3 費用負担

（１）市の負担

- ア 家賃（上記２の（１）のとおり）
- イ 共益費（または管理費）
- ウ 礼金（家賃の１カ月分を限度）
- エ 仲介手数料（家賃の半月分を限度）
※消費税を含め、実質家賃の０．５５カ月分が限度
- オ 退去修繕負担金（敷金）（家賃の２カ月分を限度）
- カ 火災保険等損害保険料（市が包括契約に基づき別途加入する）
- キ 鍵交換費用（当該住宅への入居時に貸主が通常徴収している額）

(2) 入居者の負担

ア 光熱水費、駐車場費、自治会費など

イ 入居者の故意または過失による損壊に対する修繕費用で退去修繕負担金を超える額

4 入居期間

(1) 入居時から最長 2 年。ただし、ライフラインが復旧するなど、恒久的住宅が確保された場合は、入居期間の期限を待たずに速やかに退去する必要があります。

(2) 「応急修理制度」(上記 1 の (1) エ) を利用する場合の入居期間は、最長 6 カ月で、応急修理が完了した場合は速やかに退去していただきます。

5 既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方

既に個人で契約して入居している場合でも、上記 1 の「入居の対象者」および上記 2 の「借り上げ住宅の要件」等を満たし、貸主の同意が得られる場合は、千葉市と貸主(大家)および入居者が三者契約を締結することで入居日にさかのぼって、賃貸型応急住宅として取り扱うことが可能になります。(なお、三者契約への切替えに伴い個人契約の精算を行っていただきますが、既に支払われた仲介手数料、賃貸物件補償金および火災保険料については返還されません。)